

発行 鹿児島市建設局都市計画部吉野区画整理課
 TEL (設計係) 099 (244) 2114
 (工事補償係) 099 (244) 4931
 ※令和3年度の組織整備により、4月から上記のとおり
 となります。

区画整理だより

吉野第二地区 第7号



皆様方におかれましては、日頃より吉野第二地区
 土地区画整理事業へのご理解とご協力をいただき、
 誠にありがとうございます。令和2年度に行った主
 な事業内容につきましては次のとおりです。

- 土地評価業務
 換地設計を行う準備として、従前地の土地評価な
 どを行いました。
- 小宅地等対策事業
 昨年度末に募集した土地の取得を行いました。
- 地区計画策定
 昨年度行った地区計画策定に関するアンケート結
 果を踏まえ、関係機関と協議を行いました。

令和3年度の事業概要について

- 換地設計業務
 仮換地の鹿児島市の案を作成する換地設計業務を
 進めてまいります。
- 小宅地等対策事業
 事業に必要な土地の取得を完了する予定です。
- 地区計画及び用途地域見直しの都市計画決定
 令和3年度末の都市計画決定に向け準備を進めて
 まいります。

引き続き、吉野第二地区土地区画整理事業への理
 解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

地区計画に関するアンケート調査結果について

吉野第二地区の地区計画策定にあたり、昨年
 1月に実施いたしましたアンケート調査にお
 きましては、多くの方々からご回答をいただ
 き、誠にありがとうございます。

アンケートの集計結果についてご報告いた
 します。

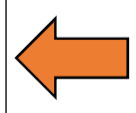
※詳細につきましては、裏面をご覧ください。

アンケート調査の概要について

- ◆目的
 吉野第二地区の地区計画策定にあたり、これ
 からの住まいや暮らしについて、本地区に土地
 を所有・借地している方の意見を伺う。
- ◆調査対象
 吉野第二地区に土地を所有・借地している方
 (1,190人)
- ◆調査期間
 令和2年1月10日～令和2年1月27日
- ◆調査方法
 郵送による配布・回収(無記名)
- ◆回答数
 回答数：526 (回答率 44.2%)

みなさまへのお願い

- 事業の進捗状況等につきましては、今後も「区画整理
 だより」でお知らせしてまいります。
- また、次のような事項がありましたら、吉野区画整理
 課(設計係)までご連絡、又は申請をお願いします。
- ① 土地の売却や相続等により、登記名義人が変わっ
 た場合
 - ② 分筆等が行われた場合
 - ③ 転居等により住所を変更した場合
 - ④ 建築行為等を行う場合



建築物・その他の工作物の**新築、増改築等を行う場
 合**や重量が5トンを超える物件の設置又は堆積を行
 う場合、土地区画整理法第76条の許可申請が必要で
 す。その許可にあたっては、**移転補償費の支払い額が
 70%以内等の条件**が付けられます。

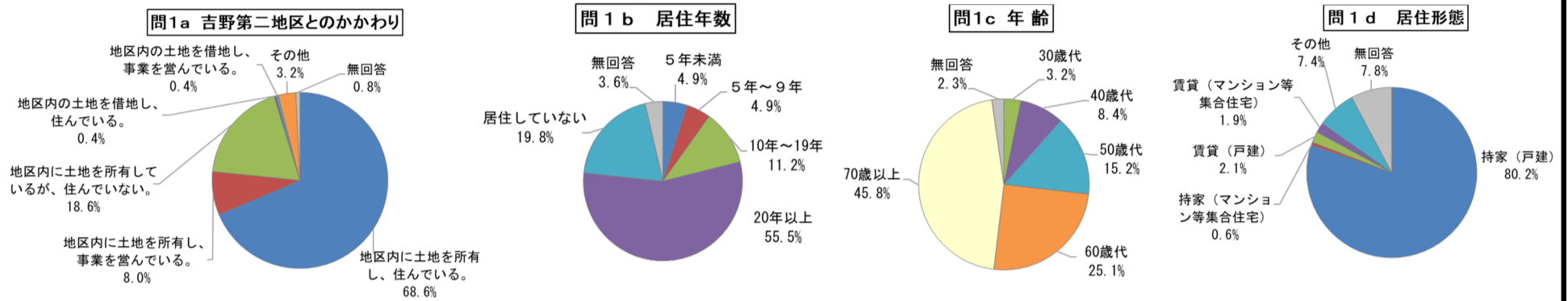
お問い合わせ先
 鹿児島市建設局都市計画部
 吉野区画整理課設計係
 〒892-0871
 鹿児島市吉野町2916番地
 電話：099-244-2114
 FAX：099-244-2292
 E-Mail：ynoku-sekkei
 @city.kagoshima.lg.jp

地区計画に関するアンケート調査結果について

令和2年1月に実施いたしました『吉野第二地区まちづくりのルール 地区計画策定に関する住民アンケート調査』の結果は、以下の通りです。

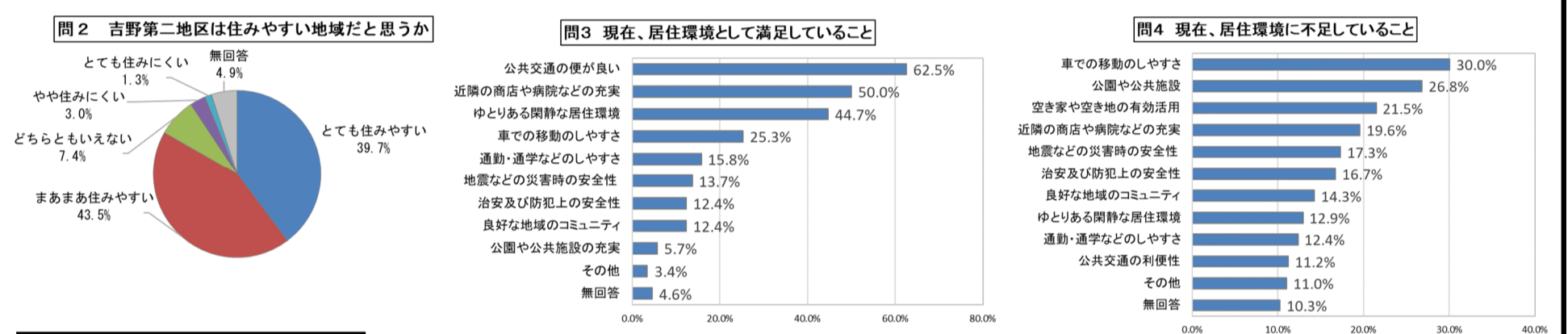
回答者の属性について

それぞれの質問事項で高い割合となったのは、『地区内に土地を所有し、住んでいる。』は68.6%、居住年数が『20年以上』は55.5%、年齢が『70歳以上』は45.8%、居住形態が『持ち家（戸建）』は80.2%という結果になりました。



現在の居住環境について

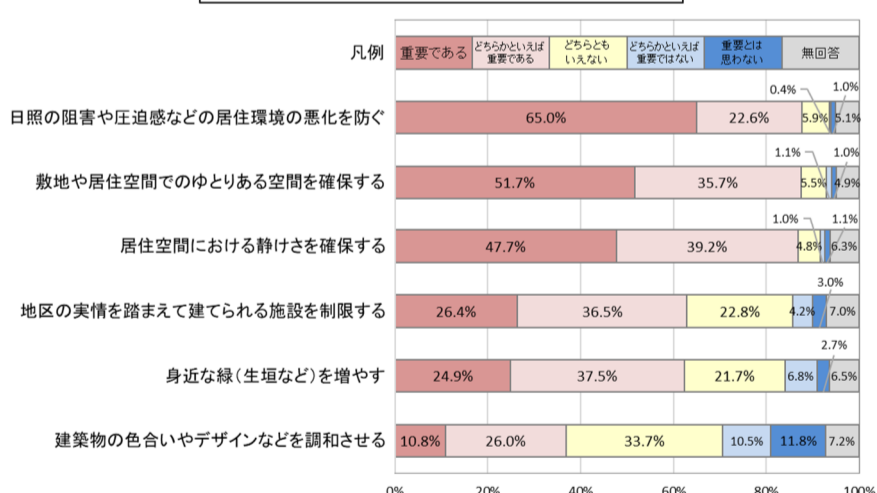
現在の居住環境については、『とても住みやすい』、『まあまあ住みやすい』と回答した方の割合が高く、居住環境として満足していることは、『公共交通の便が良い』、『近隣の商店や病院などの充実』と回答した方の割合が高い結果となりました。一方、居住環境に不足していることとして、『車での移動のしやすさ』、『公園や公共施設』と回答した方の割合が高い結果になりました。



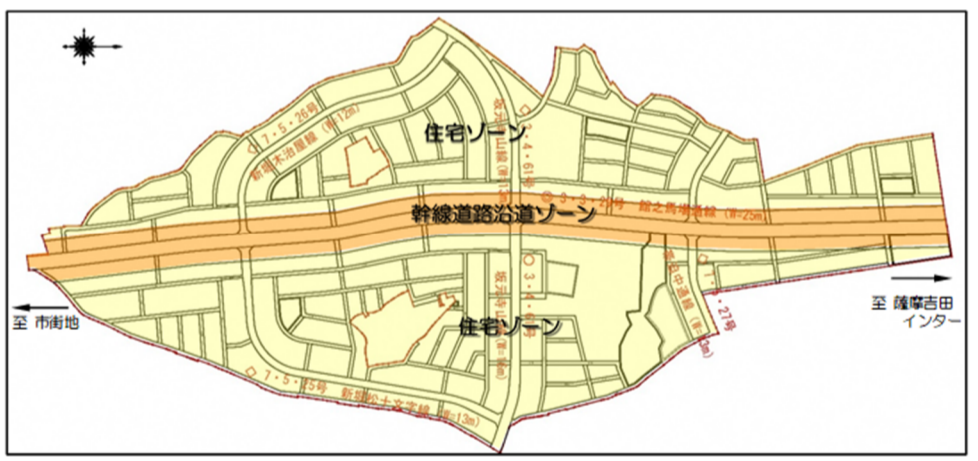
今後のまちづくりについて

今後のまちづくりのイメージは、『日照の阻害や圧迫感などの居住環境の悪化を防ぐ』、『敷地や居住空間でのゆとりある空間を確保する』が重要であると考えている方の割合が高く、まちづくりのルールとしては、『幹線道路沿道ゾーンと住宅ゾーンのどちらも『建築物等の高さのルール』と『建築物等の用途のルール』が必要と考えている方の割合が高い結果になりました。

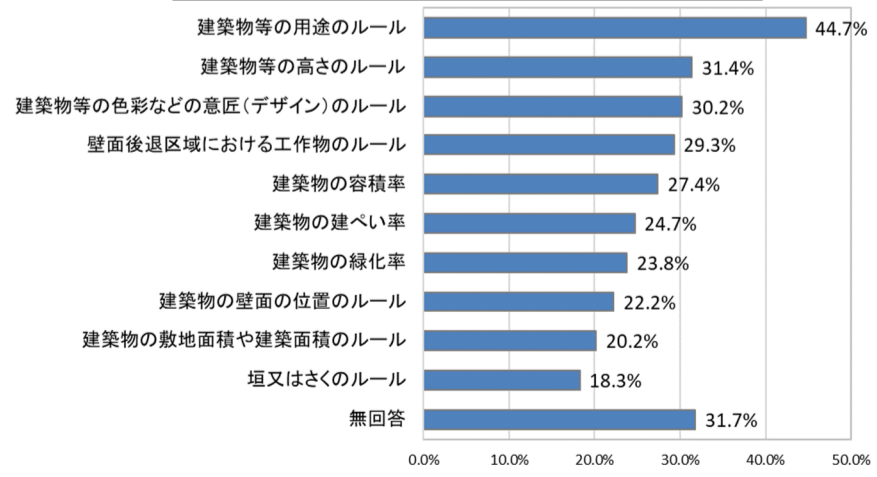
問5 今後のまちづくりのイメージに当てはまるもの



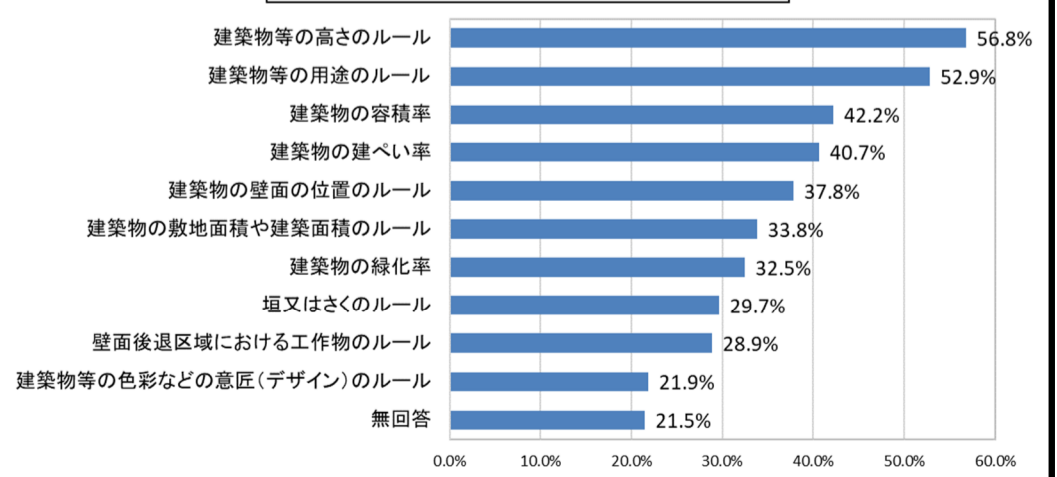
幹線道路沿道ゾーンと住宅ゾーン



問6a 幹線道路沿道ゾーンに必要なまちづくりのルール



問6b 住宅ゾーンに必要なまちづくりのルール



皆様からのご意見等につきましては、今後のまちづくりに役立てながら事業を進めてまいります。